

## 富山県小学生バレーボール連盟 表彰規程

第1条 この規程は、富山県小学生バレーボール連盟（以下「本連盟」という。）規約第二章目的および事業第2条に基づき、小学生によって編成されたバレーボールチームの親睦ならびに技術の向上を図ると共に、バレーボール競技の発展に努め目的遂行に貢献し、登録団体の模範として推奨する者の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 表彰は次のとおりとする。

- (1) 功労表彰
- (2) 感謝状

第3条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に、表彰状を贈り顕彰する。

- (1) 多年、本連盟及び登録団体の発展に寄与し、他の模範となる功績顕著な役員
- (2) 過去1年間において、優秀な成績を収めたチーム及び監督
- (3) 前各号に準ずる功労が認められ、他の模範となる者

第4条 感謝状は、次の各号のいずれかに該当する者に、感謝状を贈る。

- (1) 本連盟に、多額の金品を寄付した者
- (2) 小学生のバレーボール競技の普及振興に功績顕著な登録団体または指導者
- (3) 多年、優秀選手またはチームを養成し、業績が認められる登録団体または指導者

第5条 表彰候補者の選考は、会長または地区ブロックの代表者から推薦された者について、総務部で審査し、理事会の承認を経て会長が決定する。

第6条 登録団体の代表者が前条の推薦をする場合は、別に定める日までに別紙推薦書または、内申書により申請するものとする。

第7条 表彰は、総会の際に行う。ただし、必要があると認められる場合は随時行うことができる。

第8条 表彰された者が、信用を失墜する行為を行った場合には、理事会の議決を経て、これを剥奪することができる。

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年4月5日から施行する。